番号:諮問第161号

答申日:令和元年9月11日

# 答申

# 第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった 別表(1)及び(2)に記載の公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。) について行った非開示決定は、妥当である。

# 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成 28 年和歌山県条例第 12 号)による改正前の和歌山県情報公開条例(平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、別表に記載の請求日に別表(1)及び(2)に記載の 2 件の公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求に対し、別表(1)及び(2)に記載する非開示決定 (以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年7月15日付けで行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

#### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、2件とも「作成又は取得していない理由で保有していない」は嘘であるため、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容

を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 県は、現に平成21年9月25日付地づ第159号文書で岩出市長宛に「認証書」 を交付している。既に交付していながら非開示決定は矛盾する。
- (2) 非開示決定をしたいのであれば、岩出市にした認証も取り消すべきである。

# 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

別表(1)の請求について、実施機関は、地番が移動できる法令又は条例及び超 法規的措処等に関する公文書は作成又は取得していないため、非開示決定を行った。 別表(2)の請求について、実施機関は、地籍調査において測量法第4条基本測 量及び第5条公共測量、その他の測量で地番の移動が証明できる公文書は作成又は 取得していないため、非開示決定を行った。

地籍調査では、事業実施主体が登記所地図(いわゆる公図)等を基礎として「調査図素図」を作成するとともに登記所の登記簿を基礎として「地籍調査票」を作成する。

次に、事業実施主体は、現地で所有権者等の立会により筆界の確認を行い、その結果を「地籍調査票」に記録し、署名押印をもらうとともに、「調査図素図」には確認した事項を図示する。(その図の名称は「調査図」となる。)

現地立会で確認した筆界を測量し、地籍測定(面積を求めること)を終了したときは、「調査図」や「地籍調査票」をもとに「原図」と「地籍簿案」を作成する。

「原図」と「地籍簿案」は閲覧に供され、異議申立ての機会を経て「地籍図」と 「地籍簿」という成果になり、事業実施主体はこれら成果について県に認証を請求 する。

認証者である県は、その成果に測量若しくは政令で定める限度以上の誤差があるかどうかを国の検査規程に基づき検査する者であり、県の検査後は国の承認を得て認証を行い、成果は登記所へ送付される。

以上のように、地籍調査は筆界を確認していく調査であり、「地番を移動させたり、確定したり」という処分行為を行うものではないため、請求文書は、作成又は取得しておらず、非開示決定を行ったものである。

# 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

# 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

# 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別表(1)及び(2)のとおりであり、実施機関は、地籍 調査は筆界を確認していく調査であり、「地番を移動させたり、確定したり」とい う処分行為を行うものではないことから、「作成又は取得していない」ため非開示 決定を行った旨説明する。

地籍調査の性質について、実施機関の説明に矛盾はなく、そうすると本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件 処分は妥当である。

# 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過	
平成 27 年 8 月 11 日	○諮問(実施機関)	
平成 27 年 8 月 19 日	○実施機関からの理由説明書を受理	
平成 27 年 8 月 27 日	○異議申立人からの意見書を受理	
平成 29 年 3 月 16 日	○審議	
平成 29 年 4 月 25 日	○審議	
平成 30 年 10 月 17 日	○審議	
平成 31 年 2 月 12 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取	

平成 31 年 2 月 18 日	○実施機関からの資料の受理
平成 31 年 3 月 6 日	○審議
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
平成 31 年 4 月 16 日	○審議

[別表] 本件開示請求の内容

	請求日	請求内容	決定
(1)	平成 27 年 6 月 27 日	岩出市大字船戸には字上三	平成 27 年 7 月 13 日付
		毛がありえない。しかし、平	け地政第 04170002 号の
		成 17 年 3 月測量那賀郡岩出	9
		町大字船戸の一部地籍一覧図	
		(世界測地系) 大字船戸区域	「作成又は取得してい
		に 1110、1114、1115、1116、	ない」理由による非開
		1118 及びこれら親番から分筆	示決定
		された各枝番が、親番と共に	
		移動されている。地番が移動	
		できる法令又は条例及び超法	
		規的措処等と共に、地番がい	
		つ移動したか等わかる公文	
		書。原本。	
(2)	平成 27 年 6 月 27 日	平成 17 年3月測量の岩出	平成 27 年 7 月 13 日付
		町大字船戸の一部として〇〇	け地政第 04170002 号の
		○○○○(株)が和歌山県の	10
		国土調査の指定を受けて岩出	
		町発注で実施している。基本	「作成又は取得してい
		調査の成果に昭和 31 年9月	ない」理由による非開
		30日から施行している和歌山	示決定
		県知事小野真次告示に反する	
		地番(1110、1113、1114、1115、	
		1116、1118等)が数百米移動	
		している事実がある。測量法	
		第4条基本測量及び第5条公	
		共測量、その他の測量で地番	
		の移動が証明できる公文書原	
		本。	